

議第32号

榿原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

榿原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

提出者	榿原市議会議員	今井りか
賛成者	榿原市議会議員	森前美和
	〃	谷井宰
	〃	石井ひとあき
	〃	細川佳秀

榿原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 榿原市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年榿原市条例第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、支給基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の議員としての在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、支給基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の議員としての在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算につ</p>

改 正 前	改 正 後
(1) ~ (4) (略) 3・4 (略)	いては、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 (1) ~ (4) (略) 3・4 (略)

第2条 榎原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u> を乗じて得た額に、支給基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の議員としての在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 (1) ~ (4) (略) 3・4 (略)	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、支給基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の議員としての在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 (1) ~ (4) (略) 3・4 (略)

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理由 国家公務員及び本市の特別職の職員の給与改定方針等に鑑み、本市議会議員に対して支給される期末手当の額の改定を行うもの